

令和5年度版

沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー
普及促進事業費補助金
企業グループ登録の手引き

沼津市環境政策課 ゼロカーボン推進室

問い合わせ先

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

TEL : 055-934-4741 / FAX : 055-934-3045

Mail : kankyo@city.numazu.lg.jp

1. 登録制度の目的

第三者所有モデルによる太陽光発電サービスの料金体系や点検の周期、故障時の対応についてあらかじめ市が審査し、適当と認める事業者のみ本補助制度の対象とすることで、市民の安全性を高め、消費者トラブルを防止することを目的としています。

2. 用語の定義

PPA 契約

太陽光発電システムを所有する事業者が自己の負担により住宅に太陽光発電システムを設置し、維持管理を行い、当該太陽光発電システムにより発電した電力を当該住宅へ供給する契約

利用者

PPA 契約を締結した住宅所有者等

導入支援金

事業者が利用者（住宅の所有者等）に対し給付する現金

3. 登録企業グループの構成事業者

(1) 第三者所有モデル提供事業者 利用者と PPA 契約を締結する事業者

(2) 取次事業者 第三者所有モデルによる太陽光発電システムの普及に係る営業活動を実施し、利用者に導入支援金を給付する工務店等の事業者

(3) 小売電気事業者

※ 取次事業者を経由せずに第三者所有モデル提供事業者が直接営業活動を実施し、利用者に導入支援金を給付する場合は、取次事業者の登録は不要です。

※ 利用者とは PPA 契約を締結する条件として小売電気事業者を指定しない場合又は太陽光発電システムで発電された電気の利用が定額制でない場合は、小売電気事業者の登録は不要です。

4. 登録企業グループの要件

登録企業グループは、以下のいずれにも該当している必要があります。

(1) 市内に事業所を設置する事業者を1者以上含むこと

(2) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、過去5年間において、特定商取引法及び消費者契約法に基づく行政処分を受けていないこと

(3) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、納期が到来した市税を完納していること

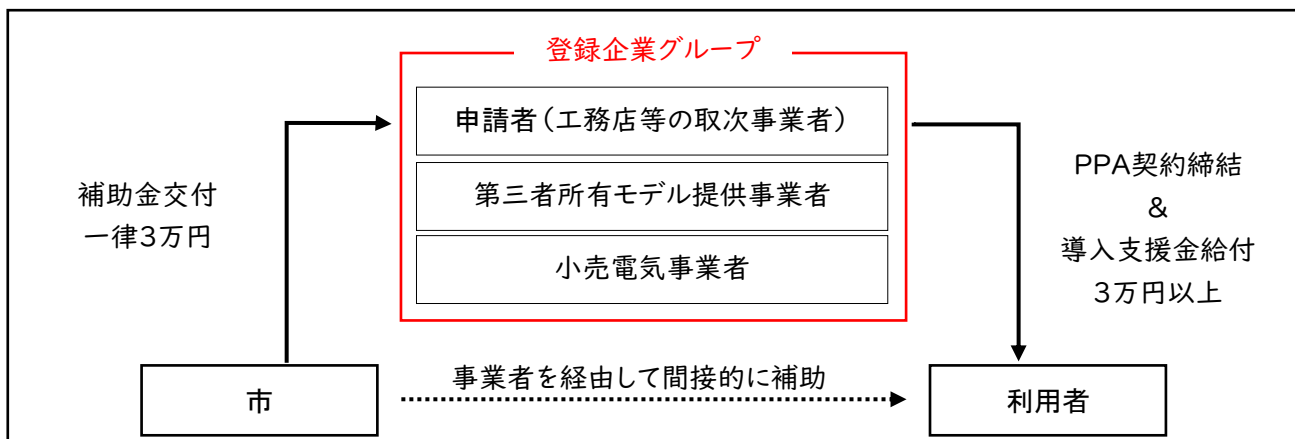
(4) 登録企業グループを構成する事業者のいずれもが、沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと

☆登録申請時に、営業情報、行政処分の有無及び市税の納付状況について、市が調査を行うこと、また、必要な場合には市が警察当局への照会及び情報提供を行うことに同意していただきます。

5. 代表事業者

登録しようとする企業グループのうち、取次事業者を代表事業者として、「6. 登録申請の手続き」以降に記載されている市への申請手続きを行います。

なお、企業グループに取次事業者を含まない場合は、第三者所有モデル提供事業者を代表事業者とします。



6. 登録申請の手続き

(1) 提出書類

- ・沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録申請書(第1号様式)
- ・沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金企業グループ登録申請に係る誓約書(第2号様式)
※誓約書(第2号様式)については登録グループの各事業者毎に必要です。
- ・以下事業者毎の必要書類一覧

第三者所有モデル 提供事業者	登記事項証明書
	約款等のPPA契約の内容が確認できる書類
	第三者所有モデルによる太陽光発電サービス事業の契約実績が確認できる書類 (新規事業の場合を除く)
取次事業者	建設業許可通知書の写し又は登記事項証明書
	当該事業者の概要が確認できる書類
小売電気事業者	小売電気事業者を営もうとする者の登録についての写し

(2) 書類の提出

沼津市役所7階環境政策課へ直接提出してください。

審査後、代表事業者へ「登録決定通知書(第3号様式)」を送付し、市ホームページ等に掲載している「沼津市第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金登録企業グループ名簿」に登録情報を追加します。

7. 登録内容に変更が生じた場合の手続き

「登録変更承認申請書(第4号様式)」を提出してください。

審査後、代表事業者へ「登録変更決定通知書(第5号様式)」を送付し、名簿の記載内容を変更します。

8. 企業グループの登録を抹消する場合の手続き

「登録抹消申請書(第6号様式)」を提出してください。

審査後、代表事業者へ「登録抹消決定通知書(第7号様式)」を送付し、名簿から記載を抹消します。

9. 営業活動の改善勧告

登録企業グループの営業活動による苦情等が確認された場合は、市の要請に基づき、営業活動に関する報告を行う必要があります。この報告に基づき、市から営業活動の改善を求められる場合があります。

【注意】営業活動の改善が認められない場合、市は市民の安全性を保つことを目的として、登録企業グループの登録を取り消すことがあります。